

里山再発見基地

『栗八倶楽部』入会のご案内

農を楽しみながら心を耕したい人たちへ、東洋クリエイトからゆとりあるライフスタイルへの特別なご提案です。

倶楽部会員へのさまざまな特典やサービスがある「栗八倶楽部」で、あなたにもできる里山生活の醍醐味を、思うがままにお楽しみください。

栗八倶楽部会員規約

名称及び所在地

第1条 本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本施設」といいます）

運営

第2条 本クラブの運営・管理（会員の資格の得喪変更、会費、諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は有限会社東洋クリエイトが行います。

目的

第3条 本クラブは入会された会員が本施設を利用して心身の健康の維持を図り会員相互の親睦もって豊かな里山生活体験ができることを目的とします。

入会資格

第4条 ①本クラブに入会できる方は、栗八館施設設立の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
②現役の反社会的勢力並びにこれらに類すると思われる方で他の会員との円滑な交歓に支障をきたす可能性がある方、その他本施設が不相当と認めた方は、入会資格がありません。
また、入会后これらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会手続

第5条 ①本クラブに入会希望の方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得たうえで、定められた入会金をお支払いいただきます。
②入会希望者が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申請手続を行っていただきます。この場合保護者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第19条に定める危険行為と本施設の免責につき同意するものとします。

入会金

第6条 会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。
なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

資格停止及び除名

第 7 条 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本クラブの定める更新会費・諸費用等の支払いが行われな
- 二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。
- 四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

会員資格の喪失

第 8 条 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第 10 条に規定する会員証その他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

会員資格の譲渡禁止

第 9 条 会員は、その会員資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

会員証

第 10 条 本クラブは、会員に対して会員証を発行します。なお、会員が本クラブの施設を利用しようとするときは、原則会員証を提示しなければなりません。

会費等の支払

第 11 条 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

施設利用料

第 12 条 会員は、本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

退会

第 13 条 会員は、各月の 10 日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は原則受け付けません。本クラブにおいて退会届を受領した時点で退会を承認しますが、受領済の会費等の返還は発生しないものとします。

ビジターの利用

第 14 条 本クラブは、会員の同伴により会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブを利用するにあたり、本規約第 17 条に準ずるものとします。前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めます。

休業

第 15 条 本施設クラブは、原則として年中無休とします。ただし、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。

なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。

ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第 16 条 本クラブは次の事由により施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

本クラブでは、施設を利用した一般対象の催し物や地域の方の集会等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することがあります。これらの各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限され会員は行事などで使用する間の当該施設での使用制限を原則として了承するものとし、利用できないことによる補償請求はできないものとします。

会員の利用及び事故

第 17 条 ①会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

②本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

責任事項

第 18 条 会員は、本クラブが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

変更事項

第 19 条 会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第 20 条 本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

細則

第 21 条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

改定

第 22 条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

附則

第 23 条 本規約は 2023 年 4 月 1 日より施行します。

名称及び所在地

名 称：里山(生活)再発見基地 『^{くりはちくらぶ}栗八倶楽部』

所在地：広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂 1958-2

連絡先情報

電話番号 082-9428-4104

メール

Web サイト <https://toyo-create.com>

住所 (地図にリンク) 広島市佐伯区石内上 1 - 5 - 1

追加情報

令和 5 年度より栗八館施設の一部を利用して民泊業務を行うことになりました。

会員においては宿泊者との遭遇もありますので、心地よい宿泊環境への意識を持って栗八館の利用を心がけましょう。